平成２３年（フ）第４２４号
岐阜県本巣郡北方町天狗堂１丁目43番地
債務者　三輪　昭一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２５号
岐阜県本巣郡北方町天狗堂１丁目43番地
債務者　三輪チサヨ
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２８号
岐阜県羽島市竹鼻町錦町６番地　シャトレ愛松羽島902号室
債務者　北川　勝行
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４３０号
岐阜市岩崎833番地１　シャンポール神谷３棟17号室
債務者　平野　晴美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４４２号
岐阜市芋島２丁目２番40号
債務者　河田由紀代
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１号
岐阜県高山市三福寺町117番地２
債務者　寺境　久夫
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
岐阜県高山市三福寺町117番地２
債務者　寺境　栄子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１９２６号
名古屋市中区門前町１番60号　アーバニア大須402号
債務者　越野　宏之
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９４号
愛知県あま市上萱津森74番地１　スカイハイツイトー203号
債務者　相田　辰己
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９７号
愛知県知多市原２丁目９番地の16　パークタウンＳＡＴＯ・Ｂ―102
債務者　入口　昭人
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０６号
滋賀県草津市西渋川２丁目６番５―643号、前住所滋賀県大津市稲津３丁目７番４号
債務者　早田　道子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１３号
大津市真野２丁目27番３号
債務者　岸野　　力
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５３号
大津市石山寺３丁目13番14号　セジュール堀井207
債務者　波田　孝男
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５９号
大津市一里山３丁目17番28号　松儀ハイツ105号室、前住所大津市一里山５丁目18番４号　第二松儀ハイツ203号
債務者　山田　純一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
和歌山県新宮市千穂２丁目１番12号　メゾンドジュノ
債務者　亘　　雪子（旧姓鮒田）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２３年（フ）第２７６号
広島県安芸郡府中町大通１丁目２番４号、申立時の住所広島県安芸郡府中町八幡４丁目４番５号
債務者　吉本　敦恵
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９３０号
広島市中区吉島新町２丁目32番９号
債務者　竹中　秀子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部